

副読本「B型肝炎 いのちの教育」について、以下のとおりお知らせします。

事 務 連 絡
令和5年10月31日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

副読本「B型肝炎 いのちの教育」について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、別紙のとおり、厚生労働省から、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として令和2年度に作成した、副読本「B型肝炎 いのちの教育」について、今年度も学校の先生方への普及を図る観点から、中学3年生を担当する教員の皆様と各教育委員会に送付させていただき、連絡がありました。令和5年11月27日以降順次、当該副読本の見本（教師用及び生徒用）と別紙中の「B型肝炎 いのちの教育 活用のお願い」を、厚生労働省から全国の各中学校等及び各都道府県・市町村教育委員会に直接配布されますのでよろしく願いいたします。また、各学校において、当該副読本（教師用及び生徒用）の送付を希望される場合は、別紙中の申込書に必要事項を御記入の上、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室へお申し込み願います。

併せて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）についてのお知らせもありました。患者講義の希望がある学校に対して講師の派遣が行われていますので、派遣による患者講義を希望される場合は、別紙中の申込書に必要事項を御記入の上、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室へお申し込み願います。

貴課におかれては、このことを御了知いただくとともに、域内の市（指定都市を除く）町村教育委員会、所管の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）に周知くださいますようお願いいたします。

なお、当該副読本や患者講義に係る問合せについては、厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室に直接お問い合わせください。

<副読本や患者講義に係る問合せ先>

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室
電話 03-5253-1111（内線 2101）

<参考>

- ・副読本「B型肝炎 いのちの教育」（生徒用）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001159456.pdf>
- ・副読本「B型肝炎 いのちの教育」（教師用）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001159455.pdf>

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課
T E L : 03-5253-4111（内線 2565）

健生が発 1019 第 2 号
令和 5 年 10 月 19 日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について

日ごろから集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害への理解の促進について、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、令和2年度に全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団のご協力のもと、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成いたしました。

学校の先生方への普及を図る観点から中学3年生を担当する全教員及び、各教育委員会に、別添の副読本及び「B型肝炎 いのちの教育ご活用のお願い」を令和5年11月27日以降順次送付させていただきます。

つきましては、これら関係機関において、教員への配付が円滑に行われるようご配慮願います。

なお、生徒分の送付については、各学校から当課B型肝炎訴訟対策室宛に申し込みをしていただく必要がございます。各学校において、生徒分の送付を希望される場合、別添の申込書をご活用いただきますようご周知願います。

また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）について、希望がある学校に対する派遣を実施しています。

患者講義の派遣を希望される場合も、別添の申込書をご活用いただきますようご周知願います。

(問い合わせ先)

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

B型肝炎訴訟対策室 担当者：田中・守田

電 話：03-5253-1111 (内 2101)

F A X：03-3595-2169



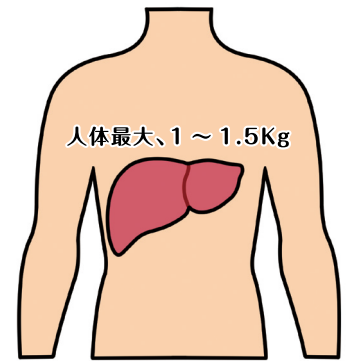
B型肝炎 いのちの 教育

集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。

B型肝炎って？

肝臓って？

肝臓は体で一番大きな臓器です。代謝・貯蔵、解毒、胆汁の生成など、たくさんの大事なはたらきを持っています。機能が低下しても再生能力が高いので、重い病気になるまで気づかないことも多く、「沈黙の臓器」と言われています。



肝炎って？

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、肝臓のはたらきが損なわれる病気です。

肝炎の原因の多くは、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスです。国内のB型肝炎ウイルスの感染者は110万人～140万人、C型肝炎ウイルスの感染者は190万人～230万人と言われています。肝炎は、「国内最大級の感染症」と言われており、国全体で取り組むべき重要な健康問題です。

B型肝炎ウイルスはどこから感染するの？

B型肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染します。

過去には、お母さんからの出産時での感染(母子感染)や、集団予防接種での注射器の連続使用による感染がありました。これらは、医療の進歩や行政の対策により現在ではほぼなくなりました。

現在では、血液が付いた道具(カミソリ、歯ブラシ、ピアス・タトゥーなどの針など)をそのまま共用した場合の感染や、性交渉による感染などがあります。

B型肝炎ウイルスに感染するとどうなるの？

B型肝炎ウイルスに感染しても80パーセントの人は症状が出ません(無症候性キャリア)。

ただ、慢性肝炎、肝硬変、肝がんといった重い病気になることがあります。現在、B型肝炎ウイルスの活動をおさえる薬がありますので、検査を受け、早期に発見し治療することが大事です。



B型肝炎感染の予防のための正しい知識を身につけよう

日常生活で感染するの？

日常生活では感染しません。

(たとえば、握手をする、一緒にお風呂に入る、同じ皿の食事を食べるなど)

会話

握手

会食



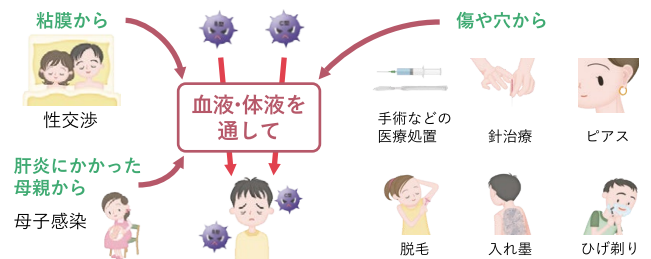
ワクチンを打つことで、感染を予防できます。
(0歳児を対象とした定期接種が行われています。)

B型肝炎ウイルスに感染しているかどうか、
どうしたらわかるの？

血液検査でわかります。病院や保健所等で検査
を受けることができます。

どんなことに気をつけたらいいの？

血液などがつく可能性のあるもの(カミソリ、ピアス、タトゥーの針など)を共用しないよう気をつけましょう。他の人の血液や体液にはB型肝炎に限らず様々なウイルスを含む可能性があるため触れないようにしましょう。



B型肝炎ウイルスに感染していることが
わかったらどうしたらいいの？

医学は日々進歩しています。
専門医療機関へ行きましょう。早期発見早期治療で、
ウイルスの活動を抑え、重篤化を防ぐことができます。

イラストは平成29年度・厚生労働科学研究費(地域医療基盤開発推進研究事業)より

感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方々があります

普段の生活の中で、B型肝炎ウイルスにうつることはほとんどありません。しかし、このことが十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる患者も少なくありません。後ほど紹介しますが、かつての集団予防接種によるB型肝炎患者の方々を始め、病気を理由に、仲間はずれにされたり、友達や家族からも避けられたりすることもあります。B型肝炎に限らず、どんな病気であれ、病気であることを理由に偏見や差別を受けることがあってはなりません。正しい知識を持ち感染を予防するとともに、患者さんたちをむやみに傷つけることのないように接して、お互いに支えあっていくことが大切です。

学習

偏見や差別のない社会を作るためには
どうしたらいいのか考えてみよう。

1

B型肝炎患者が、どのようなときに偏見や差別を感じるのか考えてみよう。

2

B型肝炎患者が、安心して暮らせるようになるために
私たちにできることを考えてみよう。

B型肝炎被害にあわれた方々の声を聴き、二度と同様の被害が

集団予防接種とは

国は、1948年に予防接種法という法律を作り、伝染する恐れがある感染症を防ぐため、国民に予防接種を受けることを義務付けました。予防接種を受けない国民は罰せられる内容となっていました。

子どもを育てている人は、国から予防接種に関する通知が届くと、子どもを学校や公民館に連れていき、予防接種を受けさせました。子供たちが並んで、集団で予防接種の注射を受けることが行われ、これを集団予防接種と呼びました。

あなたの身近な人たちもこれを受けていました。



予防接種のようす(1968年)©山陽新聞

「再発におびえ、生きる希望を失いそうに何度もなりながら」 —肝がんの恐怖—



田中義信さん(東京)

2009年に肝臓がんを突然発病して、それから6回も入院しました。6センチ、握りこぶしの大きさの肝がんを切除。抗がん剤治療の入院と苦しい思いをしました。医者からは、5年生存率は50%、10年生存率は10%と言われ、再発におびえ生きる希望を失いそうに何度もなりながら闘病を続けてきました。

肝硬変や肝がんを発症した人は、みんな辛い思いをしています。病気と闘うだけでなく、生活していくこと自体も苦しいのです。私たちが苦しまなければならないのは、決して仕方がないことではありません。国が適切に対応してくれていれば、集団予防接種での注射器の使い回しという、ずさんなことをしなければ、私たちはこんな苦しい思いをしなくても済んだのです。

(2013年 厚生労働大臣と原告団・弁護団との定期協議での発言)

「B型肝炎がうつるとやろ」 —母子感染と差別の苦しみ—



谷口 三枝子さん
(九州)

39歳の時、B型肝炎を発症しました。その後心配になり、2人の子の血液検査をしました。「お子さんたちにも感染しています」と言われ、泣きながら帰りました。

その後、「貴方の息子さんが大けがしたら、救急隊員の人にB型肝炎がうつるとやろ」「知り合いの洋品店の店員さんが、B型肝炎の人が商品の服を触ったらすごく嫌がっていた」などと人から言われたことがありました。友人に「B型肝炎で入院した」と話したら、連絡が途絶えてしまいました。

いつまでも続く体の苦しさ、病気の進行への不安、偏見、差別。自分の体に流れる血も、B型肝炎という病名もいやでいやでたまらない。死んだ方が楽になると思ったことがありました。……けれど子どもたちがいる。思いとどまりました。2月12日のことでした。今でも、あの夜のことは忘れることができません。毎年2月12日になると、「ああ、生きていてよかった」としみじみ思います。

(2017年 B型肝炎被害を教育に生かす勉強会での発言)

起こらない社会の仕組みを考えよう

集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大

注射の針や筒を連続使用した場合、B型肝炎ウイルスを感染させる恐れがあります。予防接種法が作られた当時、先進諸外国では、注射の針と筒をひとりひとりの注射ごとに交換することが推奨されていました。

しかし、注射の針と筒の交換は必ずしも守られず、集団予防接種では、注射の針や筒が連続使用されました。これは、1988年に、国が、注射針だけでなく注射筒も1人ごとに取り替えるよう指導するまで続いていました。このように、集団予防接種による注射の針と筒の連続使用が40年もの長い間にわたり放置された結果、B型肝炎ウイルスの感染が拡大していきました。また、感染した子供が大人になり、その子供に肝炎ウイルスを感染させてしまうこともありました(母子感染)。

110万人から140万人といわれるB型肝炎ウイルスキャリアのうち、集団予防接種を原因としてB型肝炎ウイルスに感染した人は、40万人以上もいると言われています。誰もが被害者になる可能性があります。

「私たち家族の時間を返してください」 一夫を失った悲しみ



桐山さん(岡山)

私の夫は、4年前に59歳で肝がんで亡くなりました。夫が亡くなってからは、身の置き場のない悲しみと苦しみでどうにかなってしまいそうでした。私は仕事から帰るとお仏壇の前から離れることができず、部屋の明かりもつけずにうずくまっていました。好きだった料理も作れなくなってしまいました。夫が亡くなって4年経ちますが涙の出ない日はありません。「どうか夫を返して下さい。私達家族の時間を返して下さい。」心の中で私はずっと叫び続けています。私たちの被害は国の政策の誤りによって生み出された、避けられた被害です。こんなことで人の命が奪われてしまうなんて理不尽だと思いませんか。夫は「なんで自分なんだろう」といつも言っていました。夫のような、私達家族のような経験をする方が出ないような、そのような社会になってほしいと心から思っています。

(2019年 厚生労働大臣と原告団・弁護団との定期協議発言)

「私にもしものことがあったら」 一失われた希望



Aさん(北海道)

私は、27歳の時慢性肝炎を発症して、5年間入退院を繰り返しました。幼い子ども2人を抱えた妻には、本当に心細い思いをさせてしまいました。私にもしものことがあったら家族はどうになってしまうのだろうと、いつも不安でした。今も、肝がんの発生にいつも怯えています。

仕事も、体に無理がかからないよう制限せざるを得ませんでした。給料も一時半減になりました。病気がなければ、もっと精力的に仕事をして、今よりもやりがいや責任のある仕事もできたと思います。B型肝炎が、人生の可能性や選択肢を、私の意志や能力とは別のところで奪っていると思うと、何とも言えず悔しい気持ちになります。

私たちの被害は決して無くなることはありません。しかし、「この被害を未来につなげてほしい」と私は願っています。

(2017年 厚生労働大臣と原告団・弁護団との定期協議発言)

※今でも、偏見や差別などから、名前や顔を公開することができずに苦しんでいる人たちがたくさんいます。

B型肝炎訴訟について知ろう

B型肝炎訴訟は、集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染した被害者が、国に対して損害の賠償を求めた訴訟です(国家賠償訴訟)。1989年から先行訴訟が始まりました。2006年、最高裁判所は、注射の針と筒を連続使用した場合、B型肝炎ウイルスを感染させる恐れがあることについて、国は当然に予想できたと判断し、国の責任を認めました。

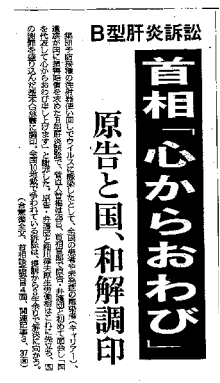
その後、2008年、全国訴訟が提起されました。2011年6月に、国は被害者に謝罪し、原告団・弁護団の間で基本合意を締結しました。2011年12月、国会は被害者を救済する法律を制定しました(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給等に関する特別措置法)。



2006年先行訴訟最高裁判決©共同通信



2011年全国訴訟基本合意©共同通信



©北海道新聞

基本合意での国の約束

個別救済

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染した被害者や遺族に賠償金を支給し、被害者の救済を進めていきます。

恒久対策

全ての肝炎患者が安心して暮らしていけるよう、ウイルス検査の促進、肝炎治療の体制整備、医療費の助成、新薬の開発研究、差別や偏見の解消を進めていきます。

再発防止

同じような悲劇が繰り返されないよう、なぜ被害が起こったか原因を調査してまとめ、再発防止に取り組んでいきます。



教育現場で被害体験を語る「患者講義」(2018)
©共同通信



知って肝炎プロジェクト
乃木坂46による特別授業(2018年)
(<http://www.kanen.org/report/20181121/>)

1948年	国、予防接種法により集団予防接種の実施を義務付ける。 「この時期から、注射器の不十分な消毒によって感染する可能性がある」ことが日本国内で指摘
1953年	WHO(世界保健機関)、注射器の連続使用が血清肝炎を引き起こす危険について指摘。
1988年	国、予防接種における注射器の被接種者ごとの取替を指導。
1989年	5人の原告、注射器の連続使用が原因でB型肝炎に感染したとして、札幌地裁に国を提訴(先行訴訟)。
2006年	最高裁、国の責任を認める原告勝訴の判決。 しかし、感染被害者及びその遺族の方々に対する救済措置は講じられなかった。
2008年	全ての被害者に対する救済を求め、全国10の裁判所に集団提訴(全国訴訟)。 この間、法廷での論争とともに、国会議員・政党・地方議会への要請、街頭での呼びかけ・署名が行われる。
2011年6月28日	国と原告団・弁護団が和解に関する「基本合意」を締結。菅直人首相(当時)、「国を代表して心からおわびする」と謝罪。
2011年12月	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法成立。
2020年3月末	提訴者数 約7万6000人 和解者数約6万人

なぜ防げなかったの？

集団予防接種は、様々な病気を防ぐために行われ、たくさんの人々の健康を守ってきました。その一方で、集団予防接種でのB型肝炎ウイルスへの感染被害は、40年にわたり続き、40万人以上の人の生命や健康が損なわれました。集団予防接種に関わっていた人は、行政の人、医療関係者などたくさんいます。誰かが注射器の連続使用をやめさせるなどして、被害の発生を防ぐことはできなかったのでしょうか。

予防原則

国の調査結果では、『予防原則』が守られていなかったことが大きな問題であるとの指摘がされています。『予防原則』とは、深刻な結果が起こる可能性があるときには、効率より安全を優先して行動するべきという原則です。

これが守られていれば、それぞれの人々が、命や健康を守ることが何より大事と考えて、安全かどうかを調べたり、みんなで情報を共有したり、危ないからやめようという意見を述べて中止できたかもしれません。一人一人に安全への意識が欠け、危険かもしれないことをやめずに続けてしまう環境があると、命や健康がうばわれるという深刻な被害がずっと続いてしまうことがあるのです。

被害の教訓を未来に活かすために

今は、集団予防接種での注射針と注射筒の連続使用ということはありません。しかし、社会の制度が人々の命や健康を害するということが、これからも起こることがあるかもしれません。同じような被害をくりかえさないためにはどうしたらよいのでしょうか。一人ひとりの市民はどのようなことができるのか、今の社会の仕組みで改善する点はないか、どのような点を改善すればよいか、考えてみましょう。

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)

今回のような社会の制度を介した、国民の生命・健康に関わる事態の再発防止に向けた対策として、国民も積極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)

国民にあっても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、昨今、国民の意識は高まってきたが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、理解・協力・指摘を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)

<http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>



厚生労働省(B型肝炎訴訟について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/



厚生労働省(肝炎総合対策の推進について)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/>



知って肝炎プロジェクト

<http://www.kanen.org/>



肝炎ウイルス検査マップ

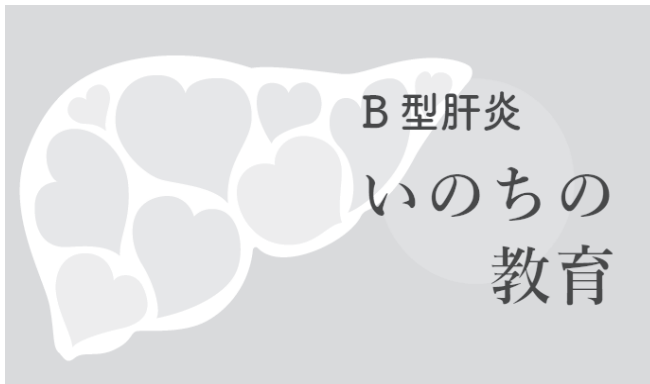
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/kan-en/>



全国B型肝炎訴訟弁護団

<http://bkan.jp/>





B型肝炎 いのちの教育 活用をお願い

副読本について、生徒分の送付希望がありましたら別添の「申込書」を活用の上、お申し込みください。また、B型肝炎患者を講師として派遣できますので、副読本を用いた授業の実施にあたって、ぜひご活用ください。

厚生労働省では、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、中学3年生を対象とした副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成しました。

この副読本は、主に中学生を対象として、肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと、また、集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学ぶことにより、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組みを考えることを目的としています。

この副読本の活用の参考となるように裏面に「活用の方法」も記載しておりますので、社会科や保健体育科などの学習や家庭学習等で、ぜひ積極にご活用いただくようお願いいたします。

生徒への配布を予定している学校・教員の皆さまにおかれましては、厚生労働省（B型肝炎訴訟対策室）より希望部数を送付いたしますので、別添の「申込書」に必要事項を明記の上、下記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。

また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団においては、集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者などを講師として派遣し、被害者の声を伝える活動（以下、「患者講義」という。詳細は別添の「B型肝炎患者による患者講義実施のお願い」を参照。）を行っています。この副読本を用いた授業の実施にあたって、患者講義の派遣を希望される場合も、別添の「申込書」に必要事項を明記の上、下記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。厚生労働省より派遣の日程調整等をさせていただきます。

【留意事項】

副読本の送付の申し込みについて、希望部数や時期により送付までにお時間をいただく場合がございます。また、患者講義の派遣の申し込みについても、派遣希望時期よりも余裕をもって申し込みをいただきますようお願いいたします。

副読本のデータは厚生労働省HP（「B型肝炎訴訟」）に掲載しております。冊子の活用に加えて、ダウンロードの上、データもご活用いただいても問題ございません。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

【送付希望・派遣希望に関するお問合せ先】

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室 TEL : 03-5253-1111(内線 2101)

メールアドレス : bkan-inochi@mhlw.go.jp / FAX : 03 - 3595 - 2169

活用の方法

1 社会科（公民的分野）での活用

国による集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながる事が期待されます。この副読本は、社会科（公民的分野）の授業内での活用が十分に可能なものです。

2 人権教育での活用

B型肝炎ウイルス感染者は差別や偏見にも苦しんでいます。この副読本には、こうした声が掲載されており、人権教育の教材として活用が可能です。偏見や差別のない社会を作るにはどうしたらいいか考えることができます。

3 保健体育科（保健分野）での活用

感染対策は、正しい知識を持ち、適切に対応することが必要です。この副読本では感染症についてB型肝炎ウイルスを例に学べます。

4 授業外の時間での活用

授業で取り上げる時間がない場合でも、朝の会や帰りの会などの際、以下を参考にコメントを付しながらこの副読本を生徒に配布し、ご家庭での学習の際に活用することも考えられます。

この副読本を通じて、B型肝炎のことや、感染予防のこと、感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方がいること、被害者の方々の具体的な声などが学べ、偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返させないためにはどうしたらよいかを考えるきっかけになると考えられます。

B型肝炎って？

感染予防のための正しい知識を身に付けよう

感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方がいます。

B型肝炎被害にあわれた方々の声を聴き、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組みを考えよう

B型肝炎訴訟について知ろう

基本合意での国の約束

なぜ防げなかったの？

被害の教訓を未来に活かすために

私たちができること

B型肝炎訴訟について知ろう

基本合意での国の約束

なぜ防げなかったの？

被害の教訓を未来に活かすために

B型肝炎って？

B型肝炎感染の予防のための正しい知識を身に付けよう

感染したことで偏見や差別に苦しんでいる方がいます

私たちができること

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。

B型肝炎患者による 患者講義実施について

**B型肝炎被害の教訓を語り伝え
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護士作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ

生徒の心に響く
講義です！



私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。
B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。
また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。
そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ること、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み」のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



- ・お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼らも今回お話していただいているような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)
- ・自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に酷いことを言う人がいたら、今日教わったことを話したい。(中学生)
- ・話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。(中学生)
- ・その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型肝炎になってもその人をすごく幸せにしたいし、助けたいです。(小学生)
- ・B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。

患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまで講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【実施例】

患者講義は、社会科(公民的分野)、保健体育科、総合的な学習の時間等において実施されています。いずれも患者や遺族の体験を直接聞くことで、人権尊重の精神の涵養等の学習効果が高まります。

- 患者・遺族の語り 20分
- 救済の道のりや社会制度の説明 20分
- 質疑 10分

集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながることを期待されます。

- 患者・遺族の語り 20分
- 適切な感染対策の重要性の説明 20分
- 質疑 10分

感染症の予防についてB型肝炎ウイルスを例に学ぶことが期待されます。

- 患者の状況や感染被害の背景の説明 20分
- 患者・遺族の語り 20分
- 質疑 10分

偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考えることが期待されます。

・実施場所: 貴校内、または貴校の指定した会場 ・実施時間・授業内容: 貴校のご要望に対応可
・対象人数: 不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。

TEL:03-5253-1111(内線2101)
FAX:03-3595-2169
E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp